

口座振替Q & A



Q 手続きを行いました、すぐに引き落としになりますか？

A 銀行などでの手続き後、1カ月半ほど時間がかかりますので、すぐに引き落としはできません

Q 手続きをしているにも関わらず、督促状が送られてきました。なぜですか？

A 口座の残高不足で引き落としできなかったなど、振替ができないこともあります。その場合は、送付された督促状で支払ってください

Q 毎年手続きを行う必要がありますか？

A 一度手続きすれば毎年継続されます。ただし、世帯主の変更など、改めて手続きが必要な場合もあります(別表3参照)

Q 領収書は発行されますか？

A 口座振替の場合は領収書の発行はできません。通帳記帳などで確認をお願いします

Q 「固定資産税だけ」「国保税だけ」のように、税金を指定して口座振替ができますか？

A 税の種類ごとに指定は可能です。納め忘れを防ぐためにも、ぜひ、口座振替を利用してください

Q 振替口座を変更するには、どうしたらよいですか？

A 新しい口座の情報を申込書に記入し、金融機関などで手続きを行ってください。廃止する口座の「廃止届」の手続きは不要です

Q 軽自動車を2台持っています。1台を口座振替で、もう1台は納付書で支払えますか？

A 軽自動車の納税は、納税義務者ごとに行うため、車両ごとに納め方を変えることはできません

Q 軽自動車を口座振替で納付していますが、継続検査(車検)用の納税証明は発行されますか？

A 振替納税の確認後、6月中旬に郵送しています

Q 軽自動車を買換えました。口座振替で納付していますが、改めて手続きを行う必要はありますか？

A 所有者の住所・氏名に変更がなければ、軽自動車を買換えても口座振替が継続されるため、手続きの必要はありません

注意!! 振り込め詐欺が多発しています

国や市の職員を装い、現金自動預払機(ATM)などを操作させ、振り込みを行わせる「振り込め詐欺」が、市内でも発生しています。

市は、納税のために金融機関の口座を指定して振り込みを求めたり、還付金の受け取りのためにATMの操作を求めたりすることは絶対にありませんので、注意してください。

(別表2) 口座振替取扱金融機関など

口座振替取扱金融機関	
銀行	群馬銀行、足利銀行、東和銀行
信用金庫	北群馬信用金庫、利根郡信用金庫
信用組合	ぐんまみらい信用組合
農業協同組合	北群渋川農業協同組合、赤城橋農業協同組合
その他	中央労働金庫、ゆうちょ銀行または郵便局

(別表3) 改めて口座振替申し込みが必要な場合

区分	事例	理由
全般	口座名義人が死亡した場合	金融機関が口座名義人の死亡を確認すると、当該口座を廃止または停止にすることから、本市が管理する口座振替申込情報を削除するため
	残高不足などで口座振替が一定期間連続してできない場合	本市が管理する口座振替申込情報を削除するため
固定資産税・都市計画税	相続や贈与があった場合(共有資産の持ち分異動も含む)	納税義務者の状況が変更となるため
	相続人代表者となった場合	
	共有資産の代表者を変更した場合	
国民健康保険税(普通徴収)	世帯主に異動があった場合	納税義務者の状況が変更となるため(世帯主=納税義務者)

口座振替の申し込み手続きについて
 対象となる市税など 別表1のとおり
申込方法 通帳、通帳届出印、口座振替申込用紙(口座振替依頼書)を持参し、別表2の取扱金融機関で手続きを行ってください
申込期限 口座振替を行う税の種類・納期限月によって異なります。別表1最下段の「口座振替申込期限月」までに手続きを行ってください
(例) 固定資産税第1期(4月)

末日が納期限を口座振替にする場合、2月末日までに口座振替の全ての手続きを完了させてください
注意事項 ▽納税課や各行政センターで申し込む場合、通帳届出印の照合などに時間がかかります
 ▽口座振替を取りやめる場合は、「口座振替廃止届」の提出が必要です
口座振替ができなかったときは
 納期限日に残高不足の場合、口座振替ができません。また、

振替日以降に入金しても再振替はできません。
 納期限日後20日以内に督促状「口座振替不能のお知らせ」を送付しますので、納付書で納めてください。
申し込み内容の変更は届け出てください
 振替口座を解約、名義変更、納税義務者の死亡など、申し込み時から変更があった場合は、速やかに納税課に届け出てください。
 届け出が必要な場合の例は、別表3のとおりです。

(別表1) 口座振替できる市税などと納期限

市税などの種類	納期限月												担当部署 (納税については納税課へ)	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月			
個人市民税・県民税(普通徴収)			1期		2期		3期		4期					税務課 市民税係 TEL22-2113
固定資産税・都市計画税	1期			2期		3期					4期			税務課 資産税係 TEL22-2189
軽自動車税		全期												税務課 庶務・諸税係 TEL22-2113
介護保険料(普通徴収)				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期			介護保険課 TEL22-2116
国民健康保険税(普通徴収)				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期			保険年金課 TEL22-2429
後期高齢者医療保険料(普通徴収)				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期			
口座振替申込期限月	2月	3月	4月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月			

※各月末日(12月は25日)が納期限日・口座振替申込期限日です
 ※納期限日が休日の場合は、金融機関の翌営業日が期限日となります



市税などの納付は
 便利な口座振替を利用してください

市税などを口座振替にすると、納期限日までに金融機関などへ納付に出掛けなくても、指定口座から安全・確実に振替納付をすることができ、日々の忙しい生活の中、気が付いたら未納になってしまうことのないよう、口座振替をお勧めします。
 詳しくは、[本納税課\(☎22660\)](http://www.city.yamanashi.lg.jp)へ。